

学校給食センター食缶洗浄機改修工事

工事場所：上三川町大字西蓼沼730番地5

図面番号	図面名称
01 /09	表紙・図面リスト
02 /09	機械設備 特記仕様書(その1)
03 /09	機械設備 特記仕様書(その2)
04 /09	機械設備 特記仕様書(その3)
05 /09	案内図・配置図・仮設計画図(参考)
06 /09	1階平面図・仮設平面図(参考)
07 /09	トレー・食缶兼用洗浄機図(参考)
08 /09	食缶前処理機図(参考)
09 /09	機器接続図(参考)

記事	株式会社 池澤設計 一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Aへ) 1864号 一級建築士 建設大臣登録 165937号 栃木県宇都宮市北若松原2丁目11番19号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所) 鹿沼市上永野217-1 TEL 0289(84)0252	年月日 R05.09	工事名称 学校給食センター食缶洗浄機改修工事	図面番号

学校給食センター食缶洗浄機改修工事 機械設備工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 上三川町大字西夢路 730 番地 5

2. 建物概要

建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)	防火対象区分
給食センター	S造 2 階建 (地下 階塔屋 階)	1911.10m2	

3. 工事種目 (●印付けたものを適用し各一式とする。)

工事種目	建物名称					
	給食センター					屋外
空気調和設備	○	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
厨房設備	●	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○	○
排水処理設備	○	○	○	○	○	○
雨水利用機器	○	○	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○

4. 設備概要 (●印の付いたものを適用する)

方式及び種類	設備概要
空気調和方式	○空気調和 ○暖房 ○冷房 ○ダクト方式 ○パッケージ方式 ○ファンコイルユニット方式 (○セントラル ○ゾーン) ○放熱器方式 (○蒸気 ○温水) 主要熱源機器 ○
自動制御方式	○電気式 ○デジタル式 ○電子式
換気方式	○自然 ○機械 (○第一種 ○第二種 ○第三種)
排煙方式	○自然 ○機械
給水方式	○上水 ○井水

排水方式	○水道直結式 ○高置タンク式 ○加圧給水式 (○圧力タンク ○加圧ポンプ ○) ○ 建物内汚水、雑排水 ○分流式 ○合流式 屋外汚水、雑排水 ○分流式 ○合流式 ○ 処理方式及び放流先 ○汚水 排水方式屋外汚水、雑排水 ○分流式 ○合流式 建物内汚水、雑排水 ○分流式 ○合流式 処理方式及び放流先 ○汚水 ○浄化槽 (○併合処理 ○) (○新設 ○既設) ○下水道管 ○ ○雑排水 ○浄化槽 (○併合処理 ○) (○新設 ○既設) ○下水道管 ○雑排水処理槽 (○新設 ○既設) ○浸透槽 (○新設 ○既設) ○構内排水溝 (または排水管) ○雨水 ○下水道管 ○道路側溝 ○構内排水溝 (または排水管) ○
給湯方式	○局所式 (○瞬間式 ○貯湯式 (一般用) ○貯湯式 (飲料用)) ○中央式
消火設備の種類	○屋内消火栓 ○屋外消火栓 ○スプリンクラー ○不活性ガス消火 (ガス種類) ○泡消火 ○粉末消火 ○連結送水管 ○連結放水 ○
ガス設備の種類	○都市ガスガス種類 13A ガス事業者 ○ ○簡易ガス事業者ガス種類 LP6 ガス事業者 ○ ○液化石油ガス

II 機械設備工事仕様

1. 共通仕様
設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書 (質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁賞格部制定の「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 31 年版)」 (以下、「仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 31 年版)」 (以下、「改修仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成 31 年版)」 (以下、「標準図」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1) 質問回答書 ((2) から (5) に対するもの)
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面及び設計書
(5) 標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編纂の「公共住宅建設工事共通仕様書 (令和元年度版)」 (以下、「公仕仕」という。)及び公共住宅改修工事共通仕様書 (初版) (以下、

「改修公仕仕」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1) 質問回答書 ((2) から (7) に対するもの)
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面及び設計書
(5) 標仕、改修標仕及び標準図
(6) 公仕仕及び改修公仕仕
(7) 機材の品質・性能基準 (平成 28 年度版) (以下、「品質・性能基準」という。)

2. 特記仕様

(1) 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。
(2) 特記事項に記載の (. . .) 内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
(3) 特記事項に記載の (公仕仕 . . .) 内表示番号は、公仕仕の当該項目を表す。

● 一般共通事項

○1 工事実績情報サービス (CORINS) への登録 (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願ひ」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間内は、行政機関の休日に關する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) に定める行政機関の休日には含まない。

(1) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
(2) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内
(3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内

なお、変更登録は、工期、技術者及び工事請負代金等に変更が生じた場合に行う。
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

○2 他工事との取り合い

別表－1 による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を施工に支障のきたさない時期までに提出して、監督職員の指示を受ける。

○3 実施工程表 (1.2.1)

概成工期の明記に努めること。

○4 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官庁官庁普請部監修「工事写真撮影ガイドブック (機械設備工事編) (平成 30 年版)」に準拠するほか、監督職員の指示による。

・5 電気保安技術者の配置 (1.3.2)

・要 ○不要

・6 施工条件明示 (1.3.3)

○施工時間
○

○7 発生材の処理等 (1.3.9)

[発生土]
○構内指示の場所に敷均し ○構外指示の場所にたい積
○構内指示の場所にたい積 ○構外搬出指示の場所にたい積
たい積場所 () たい積場所 ()
○構外搬出適切な処理
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。
[発生土以外の発生材]
・引渡しを要するもの ○有 名称 () ○無
・特別管理型産業廃棄物 ○有 名称 () ○無
処理方法 ()
・再利用及び再資源化を図るもの ○有 名称 () ○無
○引渡しを要するもの以外は構外搬出適切な処理とする。
上記に指定されていないものは、標仕 1.3.9(2) (3) 及び「建設廃棄物処理指針」 (平成 22 年版) によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
(1) 建設副産物実態調査等に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後 1 年間保存しておくこと。
(2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。
(3) 建設副産物の処分にあたって、提出事業者 (元請業者) は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業者を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
(4) 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理計画書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料 (受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等) を提示し確認を受けること。
(5) 建設副産物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○8 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (以下「建設リサイクル法」という。)に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、監督職員に報告する。

○9 機材の品質等

(1) 本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編纂「建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
(2) 機材の承諾図の作成は国土交通省大臣官庁官庁普請部監修「機械設備工事機材承諾図様式」によるほか、監督職員の指示による。
(3) 機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。

○10 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」 (2014 年版国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修) による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
(1) 設計用水平地震力
機器の重量 [kN] に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は、次による。
設計用標準水平地震度

設置場所ほか	○特定の施設		●一般の施設		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1 階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
○給水装置 ○排水装置 ○換気機器 ○空調機器
○熱源機器 ○防災設備 ○監視制御設備 ○危険物貯蔵装置
○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○
上層階の定義は次による。
2 ～ 6 階建以下の場合は最上階、7 ～ 9 階建の場合は上層 2 階、
10 ～ 12 階建の場合は上層 3 階、13 階以上の場合は上層 4 階
(2) 設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

○11 施工計画調査

改修標仕第 1 編 1.5.1 及び 1.5.2 及び下記による。
●本工事 ○別途
調査項目 ●既存資料調査 ○
調査範囲 ●図示 ○
調査方法 ●図示 ●目視
●はつり工事は、事前に進査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。

・12 技能士

○配管施工 (配管工事) ○建築板金施工 (ダクト製作及び取付け)
○熱絶縁施工 (保温工事) ○冷凍・空気調和機器施工 (冷凍空調機器の据え付け)

○13 完成図 (1.7.2.3)

●作成する ○作成しない
●完成図 ●製本 提出部数 ○2部 ● 3部
複写 2 つ折り製本、製本サイズは監督職員の指示による。
○C D-R 提出部数 () 部
○施工図 提出部数 ○2部 ○部
○保全に関する資料 提出部数 ○2部 ○部
公共住宅工事においては次のものを提出する。
○住戸内取付け機器の取扱い説明書 (各住戸毎作成)
○保全指導書 (共用部分)

○14 施工図等の取り扱い (1.7.2)

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

○15 標識その他 (1.7.4)

●機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いた取扱説明板を設置する。表示内容は監督職員の指示による。

○16 電子納品

●適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン (第 10 版)」とする
設計 CAD \rightarrow の貸与 ○無 ●有 (著作権名 ●設計者 ・その他 ())
●貸与する CAD \rightarrow を該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
●書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○17 ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品 (株)、ニッタ化工品 (株) で製造された製品や材料 (以下、「ゴム製品等」という。) を使用する場合には、発注者が指定した第三者 (東洋ゴム化工品 (株)、ニッタ化工品 (株) と資本金、人事面で関係がない者) によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督職員に提出し、確認を受けるものとする。
なお、第三者による品質証明書類を監督職員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

○18 化学物質を発散する建築材料等 (1.5.9)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の (1) から (5) を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
(3) 接着剤がフタル酸ジエーサー・フタル酸ジエーサー・エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤が添加されていないものを使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
(5) (1)、(3) 及び (4) の建築材料等を使用した作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
規制対象外
ア J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品
イ 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品
ウ 下記表示のある J A S 適合品
(ア) 非 H47F^{H} 系接着剤使用
(イ) 接着剤等不使用
(ウ) 非 H47F^{H} 系接着剤及び H47F^{H} を放散させない材料使用
(エ) H47F^{H} を放散させない塗料等使用
(オ) 非 H47F^{H} 系接着剤及び H47F^{H} を放散させない塗料使用
(カ) 非 H47F^{H} 系接着剤及び H47F^{H} を放散させない塗料等使用
第三種

ア J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品
イ 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品
ウ 旧 J I S の E 0 品
エ 旧 J A S の F 0 0 品

○19 調査試験に対する協力

(1) 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
(2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労働費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所が発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者 (当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。) が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○20 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち 1 以上に加入し、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。
契約期間の始期は、材料 (仮設、型枠材を除く) 搬入時以前とし、終期は、工事情務 (分離発注に於いては、引き渡し) が最後となる工事情務) の引き渡しの翌日までとする。
保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。

○21 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付保しなければならない。
保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。

○22 下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
○受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

○23 交通安全管理 (1.3.6)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線 (平成 21 年 9 月 30 日栃木県公安委員会告示第 54 号) の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導準備業務に係る一級検査合格整備員または二級検査合格整備員を 1 人以上配置しなければならない。

○24 環境対策

(1) 騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」 (平成 13 年 4 月 9 日国土省告示第 487 号) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
(2) 排気ガス対策
受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第 3 に掲げる建設機械を使用する場合は、「排気ガス対策型建設機械指定要領 (平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経産第 246 号)」に基づき指定された排気ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
(3) グリーン購入法
受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業者の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号。 「グリーン購入法」という。)」 第 10 条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第 63 条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○25 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないよう注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物が発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○26 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式 (工事事故報告書) で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]
万が一事故等が発生した場合、被災者の救護、現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生時の通報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○27 不正軽油使用の防止対策

(1) 本工事は、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年 5 月 25 日法律第 51 号) を遵守すること。
(2) 本工事で使用しまたは使用させざる軽油使用の車両 (資機材等の搬入車両を含む) 並びに建設機械等の燃料には規格 (J I S) に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

記事	株式会社 池澤設計 一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Aへ) 1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原 2 丁目 1 番 1 9 号 TEL 028 (655) 3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所) 鹿沼市上永野 2 1 7-1 TEL 0289 (84) 0252	年月日 R05.09 縮尺 NS	工事名称 学校給食センター食缶洗浄機改修工事 図面番号 特記仕様書 (その 1) 02	図面番号
				
				

○28 過積載対策

- ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
(1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込まないこと。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(4) さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込まないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
(5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
(6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正常状態を解消する措置を講じること。
(7) 「土砂等」を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
(8) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
(9) (1)～(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○29 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査に必要な協力を行うこと。
(2) (1)により警察に通報を行い、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
(3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○30 工事の一時中止

- (1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。
(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・31 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

○32 墜落制止用器具の着用

墜落制止用器具の着用については、「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

● 共通工事

○1 電動機

換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

○2 総合調整

- 本工事 ○別途
●初期運転状況の記録
○量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の測定
○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定
○飲料水の水質の測定（水道法施工規則（昭和32年厚生省令第45号）第10条による水質検査）
○雑用水の水質測定（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物衛生管理基準による）
試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督員と協議すること。

・3 スリーブ

- 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ
○つば付き銅管スリーブ
○銅管またはビニル管に非加硫ブチルゴム系止水材を巻き付けて止水するスリーブ

・4 配管施工の一般事項

- 建築物導入部配管の配管要領（排水及び通気配管を除く）
標準図（建築物導入部の実位吸収配管要領）の（○(a) ○(b) ○(c)）による。
埋設配管がビニル管、ポリエチレン管の場合の配管要領は監督員との協議による。
都市ガス設備の配管要領はガス事業者の承認するものとする。
○建築物エキスパンションジョイント部の配管要領
標準図（建築物エキスパンションジョイント部配管要領）の（○(a) ○(b)）による。
○さや管ヘッダー配管システム
13mm以下の樹脂管には消音テープ巻きを行う。

・5 管の接合

- ステンレス鋼管
呼び径65su以下のステンレス鋼管は拡管式メカニカル接合とする。
溶接接合における溶接部の非破壊検査
適用範囲
すべての溶接接合配管（○使用圧力が0.1MPa未満の配管を除く）
突合せ溶接部の検査の種類
○放射線透過検査（RT） ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査（PT または MT）

○6 勾配、吊り及び支持

電気垂鉛めっきなどによる防錆処理をした全ねじボルトを切断して吊り用ボルトとして使用する場合、切断面の面取り及び空気に触れる側の切断端部の防錆処理を行う。
ステンレス鋼製の吊り金物・Uボルトなどを使用する場合、鋼製の配管・支持材などへの腐食の影響を考慮する。

○7 試験

- (1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

○8 保温工事

標仕第2編第3章第1節によるほか下記による。
○防凍保温
屋外露出部（給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む）は防凍保温を行う。保温の厚さは呼び径 25mm 以下のものは 50mm、呼び径 32 mm 以上のものは 40mm 以上とする。
○一般保温
空調機と設備工事の保温については下記による。

Table with 4 columns: 区分, 施工箇所, 保温の種類, 備考. Rows include 温水管, 蒸気管, 冷水・冷温水管, 冷水管, プライン管, 冷水管, 排水及び通気管, 給湯管, 膨張管, 膨張管を含む, etc.

Table with 4 columns: 区分, 施工箇所, 保温の種類, 備考. Rows include 天井内, タンク, ヘッダー, 一般ダクト, スパイラルダクト, 消音内貼, 排煙ダクト, 煙道, etc.

給排水衛生設備工事の保温については下記による。

Table with 4 columns: 区分, 施工箇所, 保温の種類, 備考. Rows include 給水管, 排水及び通気管, etc.

Table with 4 columns: 機器, 区分, 施工箇所, 保温の種類, 備考. Rows include 給湯管, 膨張管を含む, 鋼板製のタンク, 貯湯タンク, 排気筒, etc.

公共住宅工事における給排水衛生設備工事の保温については下記による。

Table with 4 columns: 区分, 施工箇所, 保温の種類, 備考. Rows include 給水管, 排水及び通気管, 給湯管, 膨張管を含む, etc.

Table with 4 columns: 機器, 区分, 施工箇所, 保温の種類, 備考. Rows include 鋼板製のタンク, 貯湯タンク, 排気筒, etc.

・9 塗装工事

- 下記の金属電線管は塗装を行う。
○屋外露出部 ○屋内露出部 ○
下記の保温を行わないダクトは、塗装を行わない。
○ ○

○10 仮設工事

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
(2) 足場及び作業構台の類
○本工事で設置する。
○改修標仕第1編 2.2.1 によるほか下記による。
○内部足場の種別（○ 種 ○ 種）
○外部足場の種別（○ 種 ○ 種）

・11 地業工事

- 下記の基礎部には社コンクリート地行を行う。
○受水槽 ○浄化槽 ○

・13 鋼材工事

- 屋外部分の材料 ○溶融亜鉛めっき（○2種 35） ○ステンレス鋼製（SUS304）

○ 空調設備

・1 設計温湿度

Table with 4 columns: 外気, 夏季, 冬季. Rows include 系統, 温度 (DB), 湿度 (RH), etc.

・2 鋼板製煙道

- 付属品（取付位置は図示による。）
○ばい煙濃度計の取付座 ○ばいじん測定取付口
○伸縮継手 ○掃除口

・3 ダクト

- 低圧ダクト
○コーナーボルト工法（○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法）
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト

- 高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

・4 風量測定口

取付け位置は図示

・5 チャンパー

- (1) 消音内貼を施すチャンパーの表示寸法は外寸とする。
(2) 空調機に用いるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクトの分岐・合流に用いる消音内貼りを施したチャンパーには点検口を設ける。（寸法は図示による。）
(3) ガラリに直接取付けるチャンパー類は雨水等の滞留のないよう施工する。

・6 配管材料

Table with 2 columns: 材料名, 記号. Rows include 冷温水管, 冷却水管, 油管, 蒸気管給気管, etc.

・7 弁類

- JISまたはJV ○5K ○10K(図示部分)
65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○銅管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

・8 圧力計、達成計及び水高計

取付け位置は図示による。

・9 温度計

取付け位置は図示による。

・10 油面制御装置

- 油面制御盤には下記の端子を設ける。
○給油ポンプ制御 ○満油警報 ○遠隔警報 ○電磁弁制御
○返油ポンプ制御 ○減油警報 ○
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

・12 コンクリート工事

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、施工に先立ち調査を監督職員に提出する。

・11 保温

- 空調機と機ダクトの保温（施工範囲は図示による。）
○外気 (OA) ○給気 (SA) ○還気 (RA) ○○
○膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、一般共通事項 21 保温工事の温水管の項による。
○建物内の空気抜き管の保温は、一般共通事項 21 保温工事の温水管の項による。
○空調機と機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、一般共通事項 21 保温工事の排水管の項による。

Table with 2 columns: 記事, 内容. Rows include 記事, 内容.

Table with 2 columns: 株式会社 池澤設計, 一級建築士事務所 池澤 達夫. Rows include 一級建築士事務所, 一級建築士, etc.

Table with 2 columns: 年月日, 縮尺. Rows include R05.09, NS.

Table with 2 columns: 工事名称, 図面名. Rows include 学校給食センター食缶洗浄機改修工事, 特記仕様書（その2）.

図面番号

03

○ 換気設備

- ・1 ダクト
○低圧ダクト
○コーナーボルト工法
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト
○高圧1ダクト
○ステンレスダクト
○厨房排気系統の長方形ダクトの板厚は、標仕より1番手厚いものを使用する。

- ・2 風量測定口
取付け位置は図示

- ・3 排気ダクトのシール
○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統
○厨房系統

- ・4 チャンパー
空気調和設備の当該項目による。

- ・5 保温
○全熱交換器ダクトの保温(施工範囲は図示)
○外気(OA)
○給気(SA)
○送気(RA)
○排気(EA)
○暖べい部ダクトの保温仕様
○厨房
○湯沸室

- ・6 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
換気扇類及び換気口等(換気ユニット)
○品質・性能基準

○ 排煙設備

- ・1 ダクト
○垂給鉄板製
○鋼板製

- ・2 排煙口
型式は図示による。
手動開放装置
遠隔開放操作

- ・3 排煙風量測定
建築設備定期検査業務指導書(日本建築設備安全センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

- ・1 構成その他
図示による。

- ・2 電気計装工事の配線
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○ 衛生器具設備

- ・1 和風便器
○耐火カバーを設置する。(下部がビッド及び土間部を除く。)

- ・2 洗面器及び手洗器
水栓は止水栓付属とする。

- ・3 衛生器具付属水栓
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

- ・4 衛生器具ユニット
ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表とする。

- ・5 標記板
取付け位置
材質

- ・6 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
便器
洗面化粧ユニット
洗濯機用防水パン
浴槽

● 給水設備

- 1 配管材料
給水引込管(直結部分)
地中埋設部
一般部
●埋パイピング鋼管(SGP-VD)

- ・2 水栓
○台所流し用の水栓は泡沫式とする。
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
○凍結防止機能付水栓(サーモエレメント式)を設置する。(取付け位置は図示)

- ・3 量水器
○親メーター
○子メーター

- ・4 量水器類
○水道事業者指定品
○標準図 MC 形

- 5 弁類
JISまたはJV
●水道直結部分
●その他の部分
●ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

- ・6 管の埋設深さ
管の上端より原則として、一般敷地は(30cm)構内道路は(60cm)以上とする。
ただし、凍結深度以上とする。
埋戻しは管の上端より100mmまでは山砂を使用する。

- ・7 水栓柱
○合成樹脂製
○アルミニウム合金製

- ・8 引込納付金等
○要(○本工事
○別途工事)
○不要

- ・9 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
給水ポンプシステム
さや管ヘッダー配管システム
水栓

● 排水設備

- 1 配管材料
屋内
汚水管
雑排水管
通気管
屋外
第一樹まで
樹間

- ・2 洗面器等の排水管
洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管はビニル管(VP)とする。
○台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(VP)でもよい。

- ・3 満水試験継手
取付け位置は図示による。

- ・4 放流納付金等
○要(○本工事
○別途工事)
○不要

● 給湯配管

- 1 配管材料
○給湯用塩ビライニング鋼管
●ステンレス管

- 2 弁類
JISまたはJV
●5K
○10K(図示部分)
●ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

- ・3 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
給湯器ユニット
風呂がま

○ 消火設備

- ・1 配管材料
屋内消火栓
連結送水管

● 厨房設備

- 1 システム
●食缶洗浄機

- ・2 厨房用熱源
図示による。

- 3 機器の機能等
図示による。

○ ガス設備

- ・1 配管材料
○都市ガス
○液化石油ガス
○LPガス容器(貸与品)
○バルク貯槽

- ・3 集合装置
標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による

- ・4 転倒防止等
標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の

- ・5 メーター
○親メーター
○子メーター

- ・6 ガス漏れ警報器
○本工事(設置場所は図示による。)

- ・7 漏洩検知装置
○要
○不要

- ・8 電気防食
○要
○不要

- ・9 引込負担金等
○要(○本工事
○別途工事)
○不要

○ 排水処理設備

- ・1 設備方式
○排水再利用
○厨房除害
○浄化槽

- ・2 仕様等
図示による。

○ 雨水利用設備

- ・1 設備方式
図示による。

- ・2 配管材料
○

- ・3 弁類
JISまたはJV
○5K
○10K(図示部分)

● 改修・撤去工事

- 1 撤去内容
図示による。

- ・2 化学物質の濃度測定
施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い、測定結果をまとめて報告する。
測定する化学物質の種類
測定方法
測定対象室
測定箇所数
着工前の測定

別表-1 他工事との取り合い

Table with columns for construction items and checkboxes for building, electrical, mechanical, painting, and demolition work. Includes items like power supply, electrical materials, water supply, and drainage.

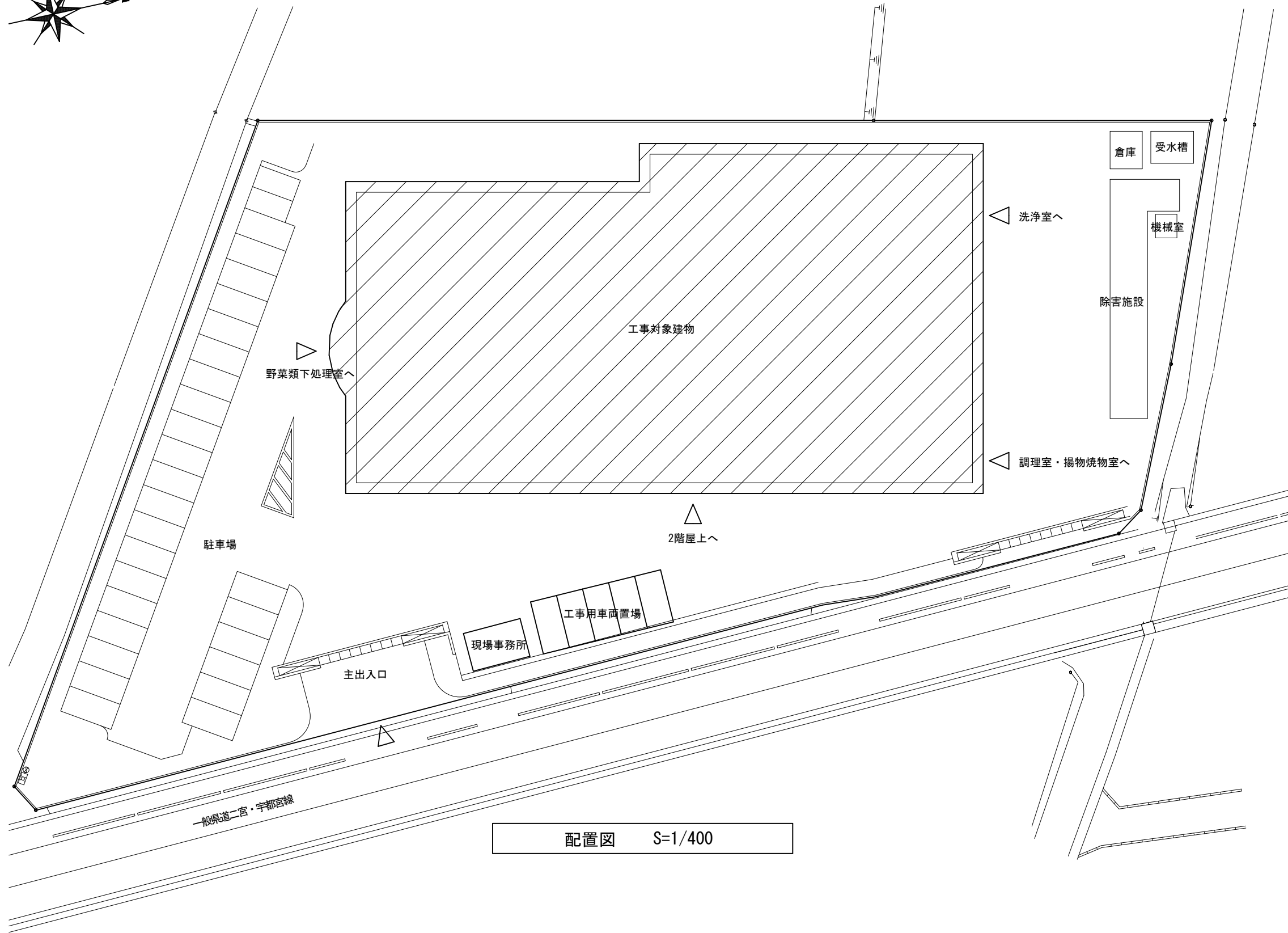
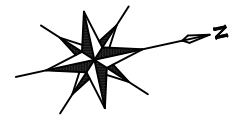
記事欄の記入欄

株式会社 池澤設計
一級建築士事務所
栃木県知事登録 (Aへ) 1864号
建設大臣登録 165937号
栃木県宇都宮市北若松原2丁目1番19号
TEL 028(655)3723 池澤 達夫
(鹿沼事務所) 鹿沼市上永野217-1
TEL 0289(84)0252

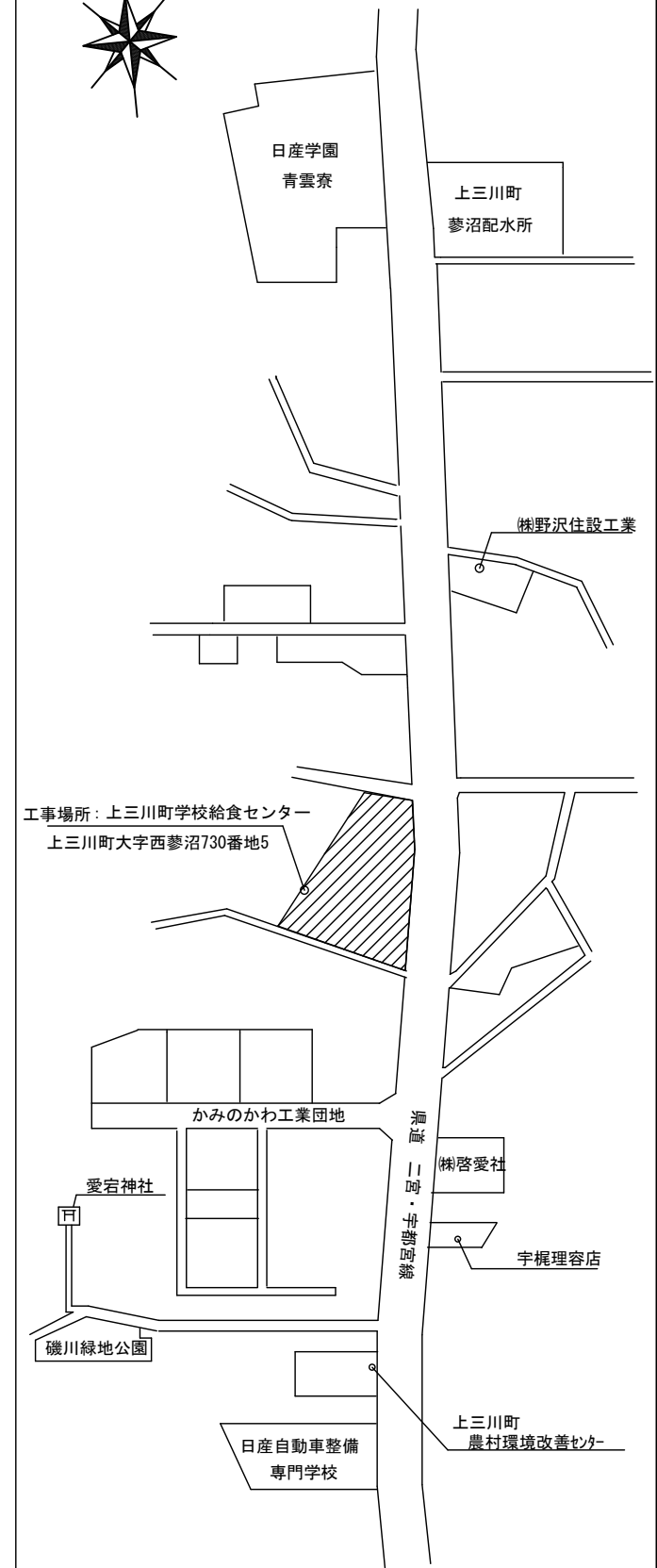
年月日
R05.09
縮尺
NS

工事名称
学校給食センター食缶洗浄機改修工事
図面名
特記仕様書(その3)

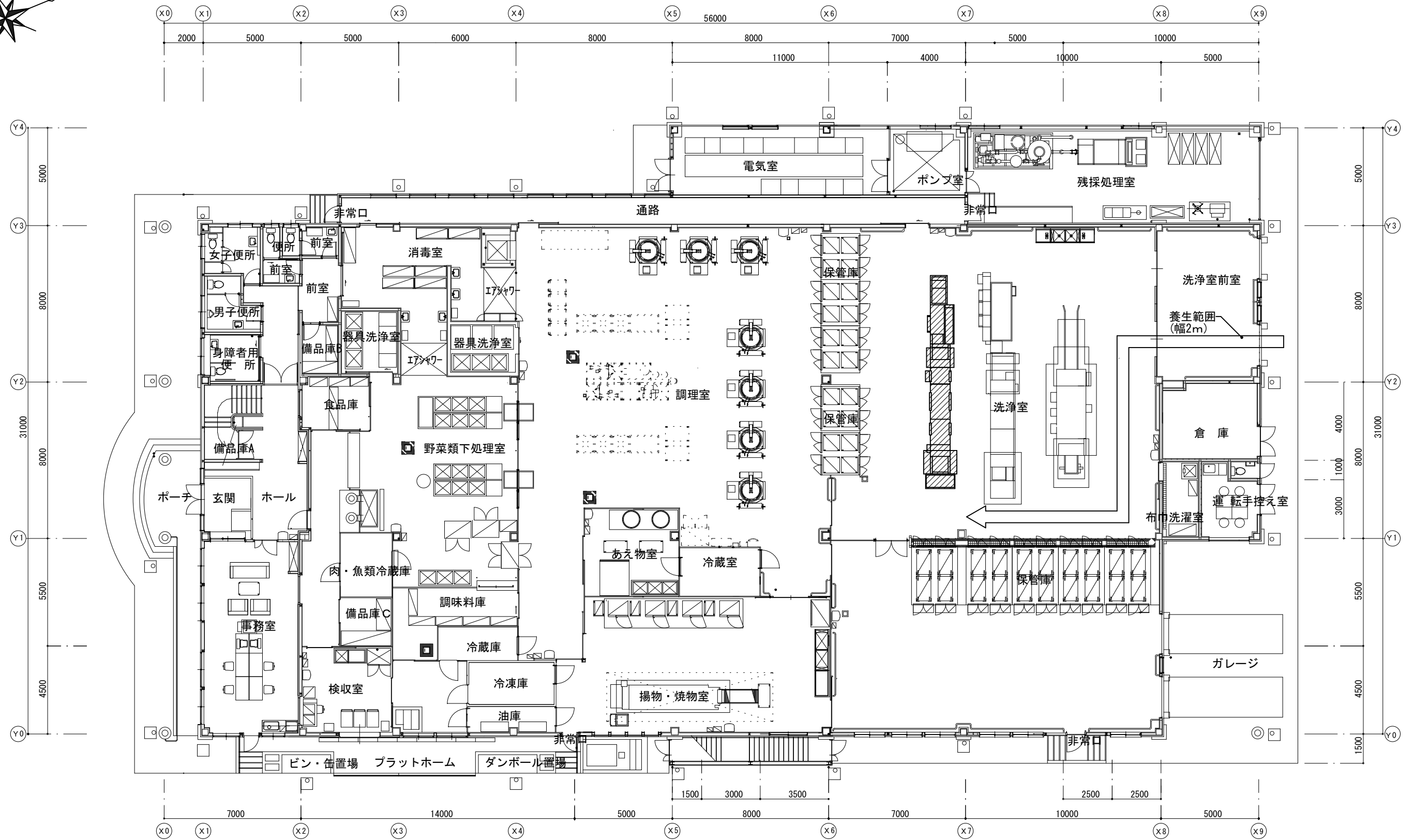
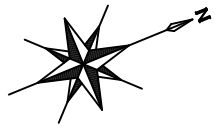
図面番号
04



案内図



記事	株式会社 池澤設計	一級建築士事務所	栃木県知事登録 (Aへ) 1864号	年月日	工事名称	図面番号
	栃木県宇都宮市北若松原2丁目1番19号 (鹿沼事務所) 鹿沼市上永野217-1	一級建築士	建設大臣登録 165937号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 TEL 0289(84)0252	R05.09	学校給食センター食缶洗浄機改修工事	
				縮尺	図面名	
				S=1/400	案内図・配置図・仮設計画図(参考)	



← : 作業員・資材の搬入経路を示す (プラベニヤ+ブルーシート)

▨ : 改修箇所を示す

1階平面図 S=1/200

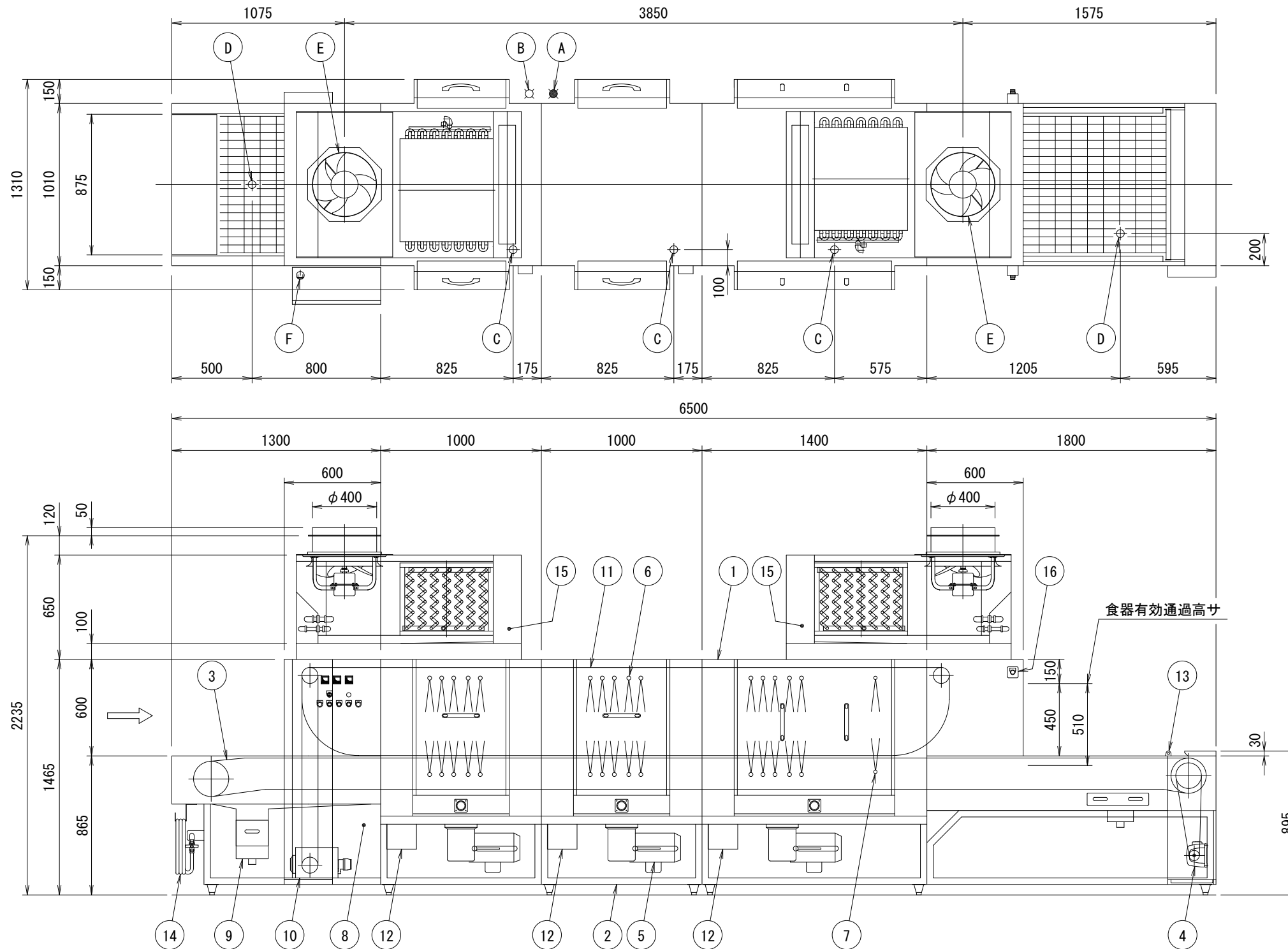
※各器具類の養生を行うこと

記事	株式会社 池澤設計	一級建築士事務所 一級建築士	栃木県知事登録 (Aへ) 1864号 建設大臣登録 165937号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所) 鹿沼市上永野217-1 TEL 0289(84)0252	年月日 R05.09	工事名称 学校給食センター食洗機改修工事	図面番号
				縮尺 A3 1/200	図面名 1階平面図・仮設平面図(参考)	06

型式	寸法	能力 3700食 処理時間 分	コンベア		モービルサンド コンベア	ポンプ		仕上給湯 l/分-10m	タンク加熱		モイストラップ		消費電力 kW
	長さ×奥行×高さ mm		スピード m/分	モーター kW	モーター kW	揚水量 l/分-m	モーター kW		電気 kW	モーター kW	給水量 l/分		
FUD382MtRE-M	6500x1310x2235	120	2~6	0.4	0.2	540-25	3.7x3	16.1	1 2.3	10x1 20x2	0.1x2	20x2	61.9

3.0m/分の場合

インバーターコントロール



トレー・食缶類兼用洗浄機(参考) S=1/30

設備仕様

記号	仕様	部品名
A	給湯	25A ユニオン
B	給水	20A ユニオン
C	タンク排水	40A チーズ
D	排水	40A オネジ
E	排気	φ400
F	電源	3φ 200V

パーツリスト

NO	品名	摘要
1	本体	SUS430
2	架台	SUS430
3	コンベア	SUS430,POM
4	コンベアモーター	3φ 200V
5	洗浄ポンプ	3φ 200V
6	洗浄ノズル	SUS304
7	仕上ノズル	SUS304,303
8	電装ボックス	SUS430
9	残菜ボックス	SUS430
10	モービルサンド コンベア	PPネット
11	モービルサンド コンベアモーター	3φ 200V
12	タンク加熱装置	電気式
13	ストッパー	SUS304,430
14	掃除用ホース	ビニール
15	モイストラップ	3φ 200V
16	コンベア停止 スイッチ	コンベアOFF 入口1ヶ 出口2ヶ

註1) 運転準備装置付

- (自動給湯→自動加熱)
- 2) 漏電ブレーカ付
- 3) コンベアスピード調整用VRは電装箱の外付け
- 4) 洗浄ノズルは上下各5本拡散ノズルとし各圧力調整ダンパー付
- 5) タンク温度計はデジタル温調器
- 6) 仕上ノズルは節水ノズルを使用
- 7) 給湯・給水は集中配管
給湯・給水接続位置は確認が必要です
- 8) 出入口モイストラップの排水は補給水として利用。
- 9) 仕上給湯ラインに電磁弁付

型 式	寸 法	能力	コンベア		モービルサンド コンベア	ポンプ		給湯	タンク加熱	消費電力
	長サ×奥行×高サ mm		スピード m/分	モーター kW	モーター kW	揚水量 l/分-m	モーター kW	補給量 l/分	電気 kW	kW
FVP1WRE-M	2500x1360x1520		1.5~6	0.2	0.2	300-20	1.5x1	10	10x1	11.9

インバーターコントロール/1速(無段設定可)

設備仕様

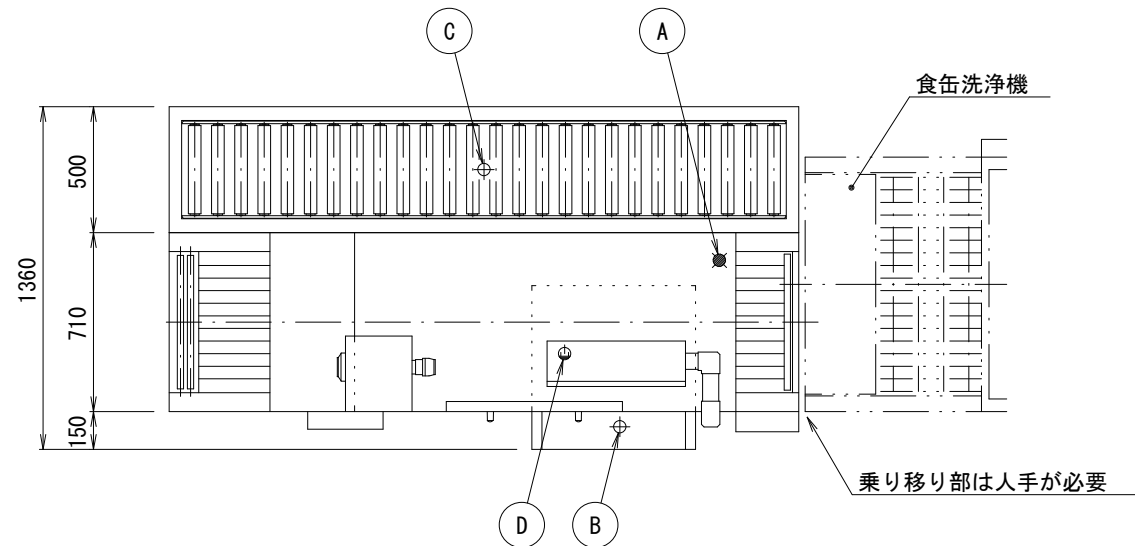
A	給 湯	15A ユニオン
B	タンク排水	50A オネジ
C	排 水	40A オネジ
D	電 源	3φ 200V

洗浄物

トレー	360x270x19	3700枚
二重食缶	330x320	120個
フライパット	305x305x110	30個
フライパット	445x310x110	120個
フライパット	545x315x105	120個
サラダパット	370x320x125	120個
フルーツボックス	320x320x210	120個

食缶蓋類 →

食缶本体 →

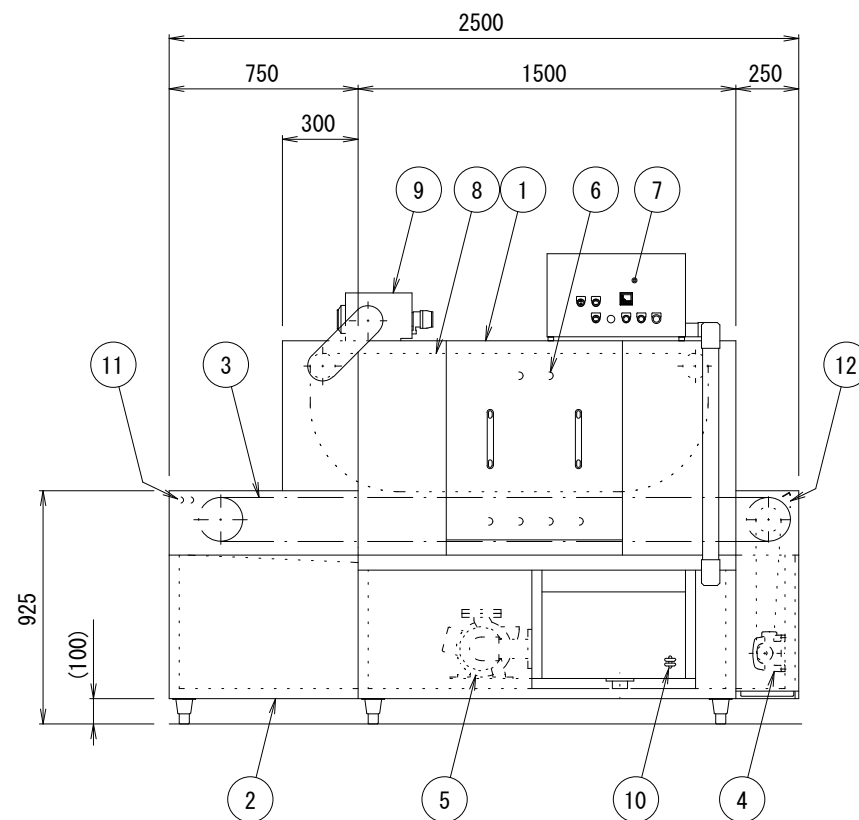
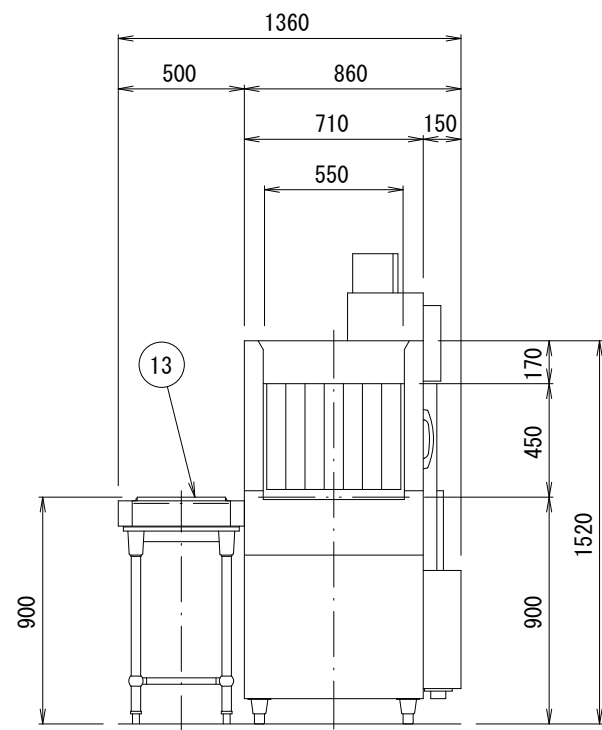


乗り移り部は人手が必要

パーツリスト

NO	本 体	摘 要
1	本体	SUS430
2	架台	SUS304 L3X40X40
3	コンベア	SUS430,POM
4	コンベアモーター	3φ 200V
5	洗浄ポンプ	3φ 200V
6	洗浄ノズル	SUS304
7	電装ボックス	マグネット作動
8	モービルサンド コンベア	3φ 200V
9	モービルサンド コンベアモーター	3φ 200V
10	タンク加熱装置	電気式
11	フリーローラー	SUS304
12	ストッパー	SUS430
13	フリーローラー コンベア	SUS430,樹脂製

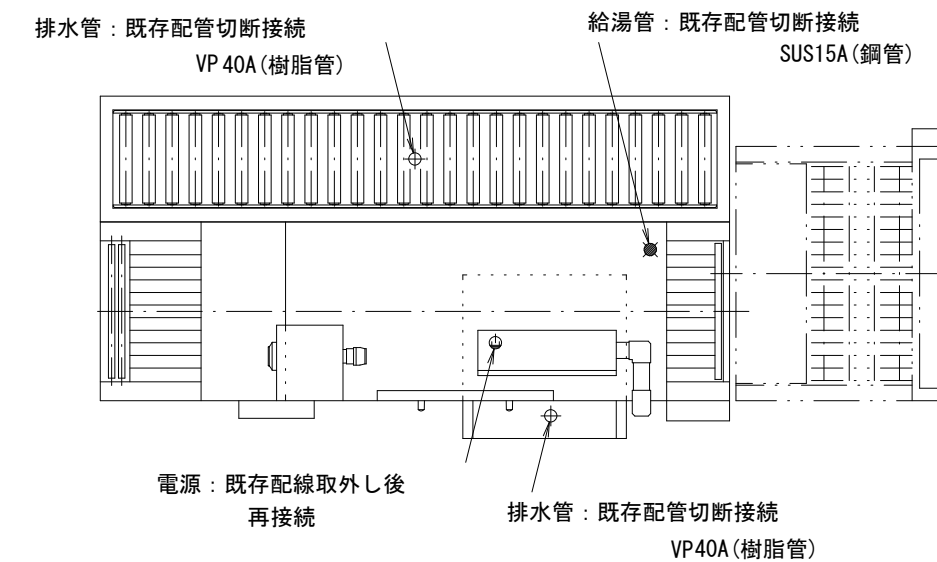
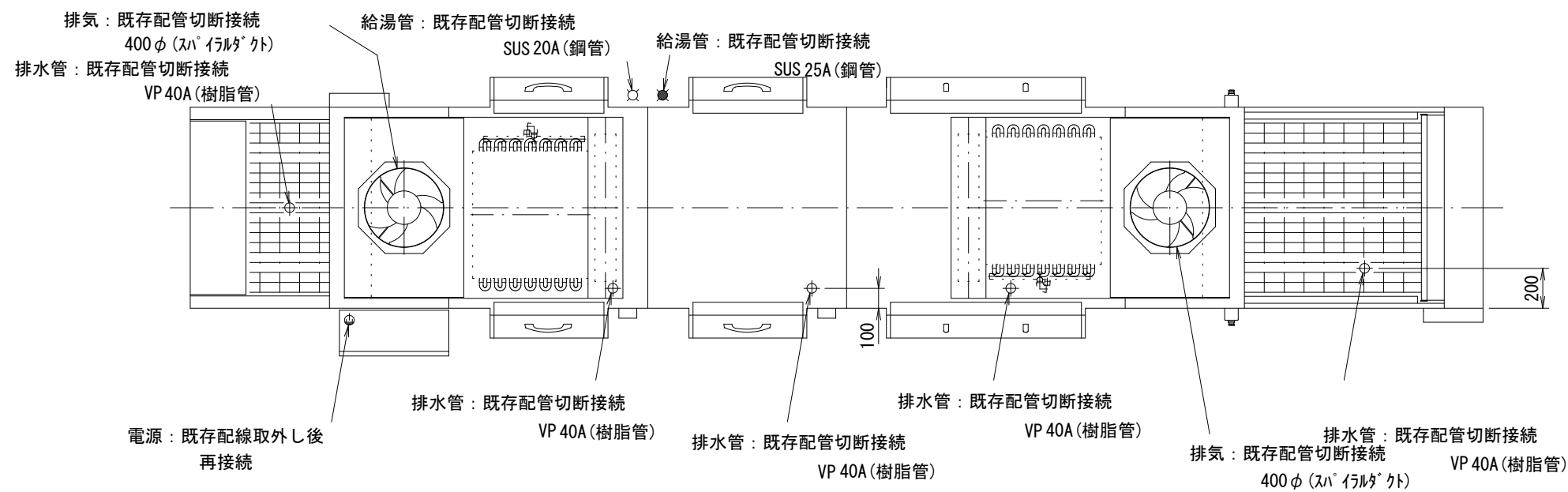
- 註1) 運転準備装置付
(自動給湯→自動加熱)
2) 漏電ブレーカ付
3) タンク温度計はデジタル温調器
4) コンベアスピード特殊
周波数範囲：20~75Hz



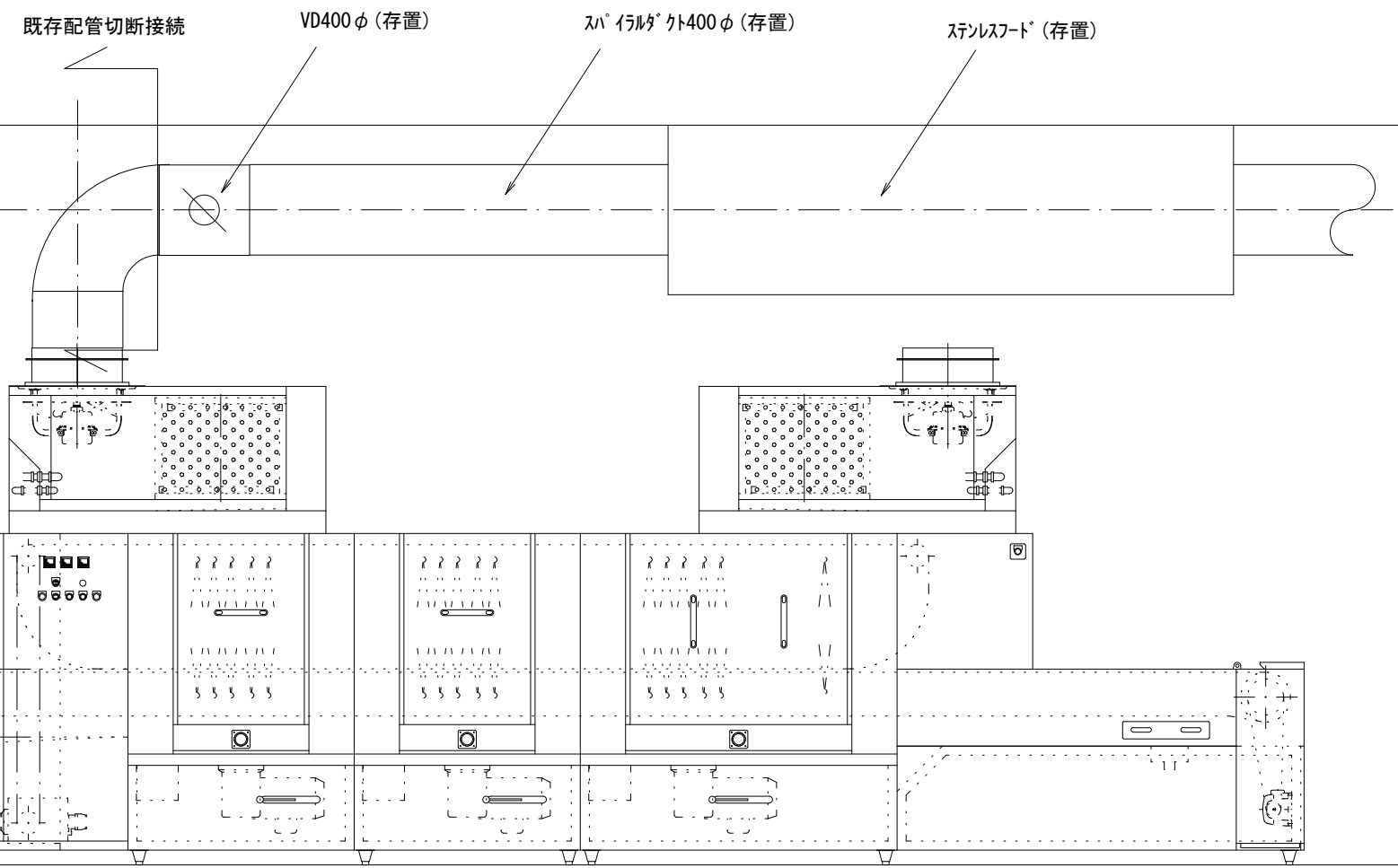
食缶前処理機(参考)

S=1/30

記 事	株式会社 池澤設計	一級建築士事務所	栃木県知事登録 (Aへ) 1864号	年月日	工事名称	学校給食センター食缶洗浄機改修工事	図面番号
	池澤設計	一級建築士	建設大臣登録 165937号	R05.09	図面名		
	栃木県宇都宮市北若松原2丁目1番19号		TEL 028(655)3723 池澤 達夫	縮尺	食缶前処理機(参考)		
	(鹿沼事務所) 鹿沼市上永野217-1		TEL 0289(84)0252	A3 1/30			08



食缶前処理機 (参考) (改修前・改修後) S=1/30



トレイ・食缶類兼用洗浄機 (参考) (改修前・改修後) S=1/30

記事	株式会社 池澤設計	一級建築士事務所	栃木県知事登録 (Aへ) 1864号	年月日	工事名称	図面番号
	栃木県宇都宮市北若松原2丁目1番19号	一級建築士	建設大臣登録 165937号	R05.09	学校給食センター食缶洗浄機改修工事	
	(鹿沼事務所) 鹿沼市上永野217-1		TEL 028 (655) 3723 池澤 達夫	縮尺	図面名	
			TEL 0289 (84) 0252	A3 1/30	機器接続図 (参考) (改修前・改修後)	09